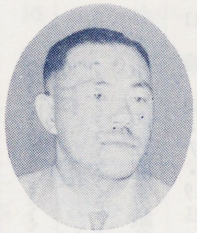
宇都宮商工会議所
ニュース
第54号
昭和42年9月15日印刷
昭和42年9月20日発行
発行所
宇都宮市旭町1—3,427
宇都宮商工会議所
電話(3)3,071～3,074番
編集兼発行者 金子浩蔵
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2—3,433
印刷所 三共印刷株式会社
電話(4)4,106番(代)



これからの都市政策

自民党都市政策調査会長
田中角栄

わが国における都市問題は、いまや政治の焦点であり、内政のすべてになっている。人口の都市集中は、世界的な趨勢であるが、とくにわが国の場合、戦後の高度経済成長の下で急激に都市化が進んだ。人口や産業、文化の大都市に対する過度集中は、世界各国に例をみないほどいちじるしい。わが国の総人口は、ことしで一億人を越したが、昭和六十年には一億一、七〇〇万人から一億二、〇〇〇万人にふくれあがる見通しである。このうち、首都圏、中部圏近畿圏の三地点に八、〇三一万人、全体の七〇%が集まる勘定になる。同時に、産業の高度化は第一次産業から第二次、第三次産業に向って、労働人口の地すべり的な移動を惹き起しつつある。たとえば、明治初年に総人口の九〇%は一次産業人口であったのが、昭和三十年には四一%、五十年には一四%、六十年には九%にまで減少すると見込まれている。このように、現実に進行している過密と過疎の弊害を放置して、このままに推移すれば、国民経済そのものが、根底から揺さぶられることになるのは避けられない。狭い国土、乏しい資源、尨大な人口という、わが国の宿命を逆利用して、均衡のとれた国土全体の発展を実現することが必要である。これなくして国民経済のいっそうの伸張もなく、国民生活の向上と繁栄もありえない。この課題と正面から取組み、解決の手がかりをひきだし、実施に移すために、自民党の都市政策調査会は発足した。

この調査会は総合的な都市政策の立案、策定にあたり、都市問題の現状と問題点を正確につかむことが先決であると考え、三月中旬発足いらい七月末までの間、各省庁および政府関係諸機関、地方公共団体、民間各界代表を招き、その意見を聞いた。これらの意見を聞いてとくに痛感されたことは、国および地方団体の都市政策が①対症療法に追われて将来への明確な展望を持てないでいる。②現行法制税制の不備、財源難のカベにぶつかっている。③相互の有機的な関連を欠いてバラバラに行われているという点である。したがって、自民党の都市政策を検討していくにあたり、私はつぎの諸点が重要な問題点になると考えている。

新しい国土総合開発計画が必要

都市改造は狭義のものではなく、現在、われわれに脅威を与えている問題を的確に解決するとともに、二十年後、三十年後のわが国の混乱を防止できる計画的な国土の再編成を指すと考えるべきだ。その意味で、都市改造を国土改造の一環としてとらえ、現行の「全国総合開発計画」にかわる新しい国土総合開発計画をつくる必要がある。この場合、計画の基調をどこにおくかが問題である。〝過密なき集中〟の立場から大都市に対する人口、産業の過度集中をある程度是認して、大都市の整備に重点を置くか。大都市への過度集中をできるだけ抑制し、拠点都市の育成による都市機能、産業の地方分散をはかるか、あるいはその両面を満足させる総合的な政策を打ち出すか—などについて決断をくださなければならない。

財政力だけでは実現困難

都市政策を中心とする国土改造のために尨大な資金を要することはいうをまたない。しかし、政府資金や地方公共団体の財政による社会資本充実のための公共投資は限界に達している。たとえば、都市面積の比率をみると、ニューヨークは三五%なのに東京・大阪は一〇%しかない。しかも、東京の自動車は現在で約一四〇万台、年間に車のふえる量が一三万台、二世帯に一台ずつ車がある。この勢いで車がふえていくとなると、当然、道路率はニューヨークなみにしなければならない。しかし、道路を広げる場合、道路費のうち六〇%や七〇%もが用地買収費や立退き移転料という現実の中で、財政の力でそれを実現することは困難である。経済社会発展計画は年率八・三%の経済成長を想定し、一般会計の伸び率を会計年度約一五%にみている。その予算の中で公共事業投資の限界は二〇%だから、都市生活は現状以上によくならない。それでは国土改造のための資金をどこに求めるか。民間資金の積極的な活用と、受益者負担制度、開発利益の還元を本格的に導入することが必要である。とくに、民間資金の活用については、都市改造銀行、地方開発銀行、産業銀行といった特殊銀行を設立

し、法律による特別金融債、国土改造金融債を発行させ、政府が利子補給する制度を真剣に考えていきたい。

旧態依然の私権論では改造できぬ

大都市の都市改造のカギは高層化、立体化である。東京では昭和二十五年から四十年までのあいだに、二三区から一三五万人が近郊に移った。この人達が全部戻っても、東京都二三区は戦前レベルに過ぎない。ところが都心の地価が高すぎるため、人口は安い郊外に土地を求めてスプロール現象をつくりながら拡大していっている。このため都心部に向う鉄道や道路を広げろというわけだが、それよりも都心部の立体化をはかることが必要である。そのためには土地問題を解決しなければならない。未利用地税や空閑地税もひとつの考え方であるが、私はむしろ、土地の利用度をあげて、実質的に地価を下げるとか、同時に、一部の土地を無価値にして地価を下げるほうが有効と考えている。軒高制限の撤廃、建築線の後退がその具体的方法である。そのためには、公益が優先して都市機能が整備されることにより私益も確保されるという公益優先、私権制限の考えがとり入れられなければならない。旧態依然たる百年前の私権論を振りかざしている限り、都市改造はできないことを指摘したいのである。

明治百年を迎え、これからの百年を考えるとき、都市問題の解決こそは、われわれに課せられた使命である。都市問題は広範かつ複雑多岐にわたるものであるが、われわれが国民各層の理解と協力を得て、この問題と正面から取り組み、解決に努力していくならば、明日の日本社会を住みよく、暮しよいものにすることは可能である。

筆者略歴

大正七年新潟県生れ。衆議院議員当選九回、自民党政調会長、郵政大臣、大蔵大臣、自民党幹事長などを経て、現在自民党都市政策調査会長。越後交通株式会社社長。

日商情報

第一四三回常議員会開催

一、日　時　42・7・19日　13時～15時
二、場　所　東商ビル第1・2会議室
三、出席者　当所より保坂会頭並びに金子専務理事出席す
四、報告事項
(1)昭和42年6月業務概要報告
(2)昭和42年7月・8月事業予定報告
(3)第2回貿易および中小企業合同委員会よりの報告
(4)第33回中小企業委員会よりの報告
(5)第3回広域行政調査特別委員会よりの報告
(6)貿易振興強調週間行事に関する件
(7)国際観光シンポジウムに関する件
(8)第23回全国商工会議所職員研修会開催に関する件
(9)全国商工会議所業務概況報告
(10)全国商工会議所共済会業務報告
五、協議事項
(1)明年度中小企業政策に関する件
(2)商業高等学校における貿易科新設に関する件
(3)42年7月豪雨の被害対策に関する件

トピックス

自己資本の充実を

外国資本の進出が自由化されたので、これからは産業の各分野にわたって、外国企業がわが国へドンドン入ってくるものと考えなければならない。わが国の企業は、これらの進出企業と競争しなければならないのであるが、競争に打ち勝つ方法は、ひと口にいって、「よい商品を安く仕入れまたは造って気持ちよく売る」という企業経営の本筋でひけをとらないことであることは、いうまでもない。

そのためには、商品や原材料の仕入れ、製造、販売など企業経営の全面について、細かい心使いをしなければならないが、銀行などからの借り入れが多いと、それの利払い分だけは、どうしても商品の値段が高くなる。

ところで、米・英・独あたりの企業は、払込資本金ならびに減価償却費、諸積立金などの自己資本の総資本中に占める割合が、わが国の企業に比べて遥かに高くなっておりそれだけ借入金も少なく利払額も少ない。したがって、わが国の企業が進出企業と競争するための要件の一つとして総資本中に占める自己資本の割合を多くすることが、企業の大小を問わず強く要望されている。

世界の大企業についての通産省の最近の国際経営比較調査によると、総資本中に占める自己資本の割合は、一般産業機械製造業の場合で日本は二三・三八%、米国は五九・三五%、通信機械製造業の場合で日本は二五・〇四%、米国は五七・〇一%となっているなど、わが国企業の自己資本率は全般的にかなり低くなっている。

◎通常議員総会にて昭和41年度当所事業報告並びに収支決算承認さる

別項の如く、去る7月26日、当所第1会議室において、通常議員総会が開催され、昭和41年度当所事業報告並びに収支決算が、それぞれ万場一致承認可決されました。

昭和41年度各経費収支決算の内容は次のとおりです。

昭和41年度収支決算書

(一 般 会 計)

(昭和41年4月1日より
昭和42年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度予算額	本年度決算額	過不足△印減	備考
1.会費		12.172.000	12.249.000	77.000	
	1.会費	12,165,000	12,242,000	77,000	8,161口(1口1,500円) {個人 599名 / 法人1,431名}
	2.過年度会費	7,000	7,000	0	過年度会費
2.交付金		2.750.000	2.750.000	0	
	1.補助金	2,750,000	2,750,000	0	宇都宮市補助金
3.事業収入		6.180.000	6.510.215	330.215	
	1.商工技術普及事業収入	1,950,000	2,140,109	190,109	1.珠算検定収入(3回) 1,615,650円 2.簿記検定収入(2回) 85,460円 3.タイプ(英和文)検定収入(4回) 36,950円 4.計算尺検定収入(3回) 364,320円 5.その他収入 37,729円
	2.商工振興事業収入	3,830,000	3,897,573	67,573	1.各種共催事業分担金 417,165円 2.物産展分担金 305,000円 3.各種催物 3,125,408円 4.その他 50,000円
	3.その他の事業収入	400,000	472,533	72,533	1.会議所ニュース広告料 165,000円 2.その他 307,533円
4.手数料・使用料		1.900.000	1.964.865	64.865	
	1.手数料・使用料	1,900,000	1.964,865	64,865	各種証明手数料，会議所貸室使用料
5.寄付金		0	0	0	
	1.寄付金	0	0	0	事業に対する寄付金
6.雑収入		300.105	310.306	10.201	
	1.予金利子	80,000	109,304	29,304	予金利子
	2.雑入	220,105	201,002	△ 19,103	その他雑入
7.繰越金		222.895	222.895	0	
	1.繰越会	222,895	222,895	0	前年度繰越金
合計		23.525.000	24.007.281	482.281	

支出の部

款	項	本年度予算額	本年度決算額	過不足△印減	備考
1.給与費		5.320.000	5.230.887	△ 89.113	
	1.給料	3,660,000	3,652,000	△ 8,000	役職員給料
	2.諸給	150,000	113,887	△ 36,113	役職員家族手当及超勤手当
	3.賞与	1,460,000	1,417,000	△ 43,000	役職員賞与
	4.報酬	50,000	48,000	△ 2,000	嘱託報酬
2.旅費		280.000	222.675	△ 57.325	
	1.旅費	280,000	222,675	△ 57,325	役職員旅費
3.家屋費		660.000	833.976	173.976	
	1.借地料	5,000	4,725	△ 275	宇都宮市役所納付
	2.営繕費	350,000	533,572	183,572	家屋並に室内修理 第14款予備費より183,572円流用
	3.管理費	250,000	248,703	△ 1,297	1.光熱費 228,527円 2.水道料 20,176円
	4.保険料	55,000	46,976	△ 8,024	火災，損害保険料(建物，什器備品，自動車)

4.事務局費		1.470.000	1.469.729	△ 271	
	1.通信運搬費	280,000	279,422	△ 578	1.電話料 109,863円 2.郵便料 168,202円 3.その他 1,357円 その他諸費へ578円流用
	2.消耗品費	150,000	148,807	△ 1,193	諸用紙，文房具類，その他消耗品費 その他諸費へ1,193円流用
	3.図書費	50,000	49,550	△ 450	官公報，新聞，その他図書費 その他諸費へ450円流用
	4.印刷費	240,000	239,360	△ 640	諸印刷費 その他諸費へ424円流用
	5.什器費	700,000	699,945	△ 55	備品購入及び修繕費
	6.その他諸費	50,000	52,645	2,645	その他諸費
5.会議費		300.000	299.928	△ 72	
	1.会議費	300,000	299,928	△ 72	1.議員総会費 210,369円 2.役員会費 36,850円 3.部会費 28,709円 4.委員会費 12,050円 5.その他 11,950円
6.一般事業費		9.445.000	9.334.040	△ 110.960	
	1.中小企業相談所特別会計繰入金	2,050,000	1,966,562	△ 83,438	中小企業相談所特別会計へ繰入れ
	2.商工振興技術普及事業費	5,550,000	5,588,354	38,354	1.珠算検定事業費 1,134,466円 2.簿記検定事業費 84,142円 3.タイプ(英和文)検定事業費 81,340円 4.計算尺検定事業費 259,190円 5.スポーツ振興費 45,250円 6.各種行事催物費 3,922,746円 (市制70周年記念行事) 7.その他振興費 61,220円
	3.調査研究費	280,000	253,369	△ 26,631	中小企業の協業化，集団化，その他調査研究費，商工振興技術普及事業費へ26,631円流用
	4.講演会，講習会	265,000	243,891	△ 21,109	講演会，講習会，その他
	5.販路拡張費	400,000	396,978	△ 3,022	販路拡張費
	6.観光宣伝商取引斡旋費	200,000	184,930	△ 15,070	観光宣伝，商取引斡旋費，商工振興技術普及事業費へ 11,723円流用
	7.その他事業費	700,000	699,956	△ 44	1.会議所ニュース発行費 511,245円 2.商業活動調整諸費 52,501円 3.日商所報，商工通備費 32,200円 4.その他 104,010円
7.交際費		220.000	219.950	△ 50	
	1.交際費	220,000	219,950	△ 50	慶弔接待費，その他
8.公課分担金		780.000	773.785	△ 6.215	
	1.公課	20,000	19,850	△ 150	諸税
	2.分担金	760,000	753,935	△ 6,065	1.日商会費 388,614円 2.関東ブロック外費 54,850円 3.県連合会諸費 250,471円 4.その他 60,000円
9.,償還費		1.164.294	1.164.294	0	
	1.土地買入償還費	1,164,294	1,164,294	0	昭和41年6月20日市有地買取代金6,576,588円の残金
10厚生費		550.000	550.982	982	
	1.福利厚生費	550,000	550,982	982	1.社会保険料 246,059円 2.共済掛金 139.547円 3.その他 163,376円 第14款予備費より982円流用
11,退職給与積立金等特別会計繰入金		2.650.000	2.650.000	0	
	1.退職給与積立金特別会計繰入金	650,000	650,000	0	役職員退職給与積立金特別会計へ繰入れ
	2.県商工会館分担積立金特別会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0	県商工会館分担積立金特別会計へ繰入れ
	3.80周年記念事業費積立金特別会計繰入金	500,000	500,000	0	80周年記念事業費積立金特別会計へ繰入れ
12.法定台帳関係補塡金		150.000	150.000	0	
	1.法定台帳関係補塡金	150,000	150,000	0	法定台帳管理費補塡金

13.雑費		150.000	134.461	△ 15.539	
	1.雑費	150,000	134,461	△ 15,539	雑費
14.予備費		385.706	157.367	△ 228.339	
	1.予備費	385,706	157,367	△ 228,339	会議所葬費第1款第2項営繕費へ183,572円流用 第10款第1項福利厚生費へ982円流用
合計		23.525.000	23.192.074	△ 332.926	

収入支出比較表

（単位　円）

収入決算額	支出決算額	差引残高	備考
24,007,281	23,192,074	815,207	次年度繰越

昭和41年度収支決算書

（特別会計）

（昭和41年4月1日より
昭和42年3月31日まで）

宇都宮商工会議所
中小企業相談所

収入の部

（単位　円）

項目	本年度予算額	本年度決算額	過不足△印減	備考
1.経常収入	8.300.500	8.223.052	△ 77.448	
1.県補助金	4,895,500	4,895,500	0	
指導員人件費	2,706,000	2,706,000	0	
補助員人件費	360,000	360,000	0	
超過勤務手当	106,000	106,000	0	
旅費	138,000	138,000	0	
講習会等開催費（一般指導）	749,000	749,000	0	
同上（税務継続指導）	118,000	118,000	0	
税務継続指導謝金等	320,500	320,500	0	
軽二輪自動車購入費	0	0	0	
調査研究費	35,000	35,000	0	
事務費	328,000	328,000	0	
備品費	35,000	35,000	0	
2.市補助金	1,000,000	1,000,000	0	
3.会議所自己負担	2,050,000	1,966,562	△ 83,438	
4.手数料	355,000	360,990	5,990	研修会講習会等の受講料，税務関係の手数料，その他
2.臨時収入	16.865	20.317	3.452	
1.雑収入	16,865	20,317	3,452	預金利子，その他
3.繰越金	12.635	12.635	0	
1.繰越金	12,635	12,635	0	前年度繰越金
合計	8.330.000	8.256.004	△ 73.996	

支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	過不足△印減	備考
1.経営改善普及事業費	6.812.900	6.771.405	△ 41.495	
1.指導員人件費	3,341,400	3,341,400	0	
俸給	2,440.000	2,440,000	0	6人×12月・1人×10月
家族手当	55,400	55,400	0	6人×12月・1人×10月
特別手当	846,000	846,000	0	7人分
2.補助員人件費	519,500	519,500	0	
俸給	402,000	402,000	0	2人×12月
特別手当	117,500	117,500	0	2人分
3.超過勤務手当	123,000	119,954	△ 3,046	補助対象職員分
4.旅費	158,000	156,210	△ 1,790	同上
5.講習会等開催費	1,122,000	1,138,467	16,467	一般指導及び税務継続指導
講師謝金	464,000	470,000	6,000	
講師旅費宿泊料	43,000	46,119	3,119	
会場借上料	179,000	187,100	8,100	
資料費	121,000	120.665	△ 335	
広報その他	315,000	314,583	△ 417	
6.調査研究費	40,000	39,480	△ 520	労働条件実態調査
7.事務費	767,000	714,394	△ 52,606	
備品費	163,000	189,230	26,230	
消耗品費	86,000	92,399	6,399	講師謝金へ 6,000円 講師旅費へ 3,119円 会場借上料へ 8,100円 備品費へ26,230円 消耗品費へ 6,399円 通信運搬費へ 1,256円 図書費へ 9,960円 燃料費へ 2,656円 流用
印刷製本費	166,000	74,793	△ 91,207	
通信運搬費	176,000	177,256	1,256	
図書費	61,000	70,960	9,960	
燃料費	105,000	107,656	2,656	
公課	10,000	2,100	△ 7,900	
8.税務継続指導謝金等	742,000	742,000	0	
税務継続手当	709,500	709,500	0	3人×12月
同謝金	32,500	32,500	0	1人×6月
2.一般事業費	519.000	514.277	△ 4.723	
1.商業振興費	349,000	365,459	16,459	
商業振興事業費	349,000	365,459	16,459	夏期大学，商店街診断，その他
同研修費	0	0	0	
同調査費	0	0	0	
2.工業振興費	10,000	4,380	△ 5,620	
工業振興事業費	10,000	4,380	△ 5,620	工業経営講習会，その他 商業振興事業費へ1,737円流用
同研修費	0	0	0	
同調査費	0	0	0	
3.労務対策費	98,000	82,478	△ 15,522	
労務対策事業費	94,000	79,278	△ 14,722	働く心得講習会，眼で見る移動教室，その他 商業振興事業費へ14,722円流用
同調査費	4,000	3,200	△ 800	
4.税務指導費	62,000	61,910	△ 40	集団並びに個別指導
3.管理費	984.000	970.322	△ 13.678	
1.人件費	102,000	101,206	△ 794	補助対象外職員の超勤，手当，旅費，その他
2.事務費	89,000	82,506	△ 6,494	
器具修理費	37,000	35,220	△ 1,780	カブ(3台)，自転車等の修理
雑費	52,000	47,286	△ 4,714	
3.会議費	95,000	90,832	△ 4,168	金融審査会，同懇談会，運営委員会，その他
4.福利厚生費	448,000	445,778	△ 2,222	事業主負担各種保険料，研修会補助金，その他
5.退職給与積立金	250,000	250,000	0	

4.予備費	14.100	0	△ 14.100	
1.予備費	14.100	0	△ 14,100	
合計	8.330.000	8.256.004	△ 73.996	

収入支出比較表

（単位　円）

収入決算額	支出決算額	差引残高	備考
8,256,004	8,256,004	0	

昭和41年度における特定商工業者法定台帳の
作成管理及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和41年度特別会計収支決算書

（昭和41年４月１日より
昭和42年３月31日まで）

宇都宮商工会議所

収入の部

（単位　円）

款	本年度予算額	本年度決算額	過不足（△印減）	備考
1.本年度負担金	1,256,000	1,267,200	11,200	特定商工業者1,600人×$\frac{99}{100}$（1,584人）×800円
2.補塡金	150,000	150,000	0	
合計	1,406,000	1,417,200	11,200	

支出の部

款	本年度予算額	本年度決算額	過不足（△印減）	備考
1.給与費	788,000	758,353	△ 29,647	
2.事務局費	177,954	176,834	△ 1,120	
3.事業費	321,620	371,000	49,380	
4.福利厚生費	60,826	55,813	△ 5,013	
5.退職給与積立金	57,600	55,200	△ 2,400	
合計	1,406,000	1,417,200	11,200	

◎税制改正についての当所意見日商宛提出す

政府の税制調査会は、昨年に引続き、次の審議項目を中心に、現在、税制改正の審議検討を進めておりますが、日商においても、これに対する意見並びに、昭和四十三年度税制改正についての要望事項を取纏めるべく、全国商工会議所に、これが意見提出方の照会がありましたので、去る八月二十八日、当所の税務委員会を開催、各審議項目について慎重に検討の結果、次のとおり当所の意見として日商宛提出致しました。

税制調査会の各部会の主要な審議項目

一、一般税制部会

1、租税政策のあり方

今後の経済成長及び財政政策のあり方に適合する租税政策のあり方

安定した税収と景気過熱の調整策から所得税、企業課税を中心とした現在の税体系を以て、租税政策としていくべきである。

2、税体系及び税負担の適正化

(1)、今後の経済情勢、所得水準の上昇の推移に適合する税体系及び直接税と間接税のあり方並びに税負担のあり方

税体系としては企業課税においての所得税を中心としていくより仕方が無いと思うが、問題は所得と税率とのタイミング（控除と税率の組合わせ）にある。景気の上昇と共に納税者が多くなってくれば税金を吸いあげられる率も多くなってくる。

直接税と間接税のあり方については、間接税が大衆課税として広く行き渡っているだけに、納税者が二重の負担をするというアンバランスはあるが、一定水準の収入を得る迄は現在の比率でも止むを得ないと思う。税負担のあり方については収入水準が多くなれば間接税にウェートがかかることになる。（経済の流れに伴なって間接税を増額する。）税金の流れは経済の流れに伴なうものであり、現在企業課税そのものに警鐘は打たれているが、直接税と間接税は福祉国家としての国民の生活水準の上昇によって、安定した国民生活が営まれる世の中がくる迄は、現在の比率で止むを得ない。

(2)、所得体系の整備

(イ) 所得水準と所得分布の状況との関連

具体的には経済の上昇に伴なってアンバランスにならないよう実質所得と同じくすべきである。

(ロ) 住民税及び社会保険負担との関連

大衆課税が増えるということは、減税になっても実際には増税と変りないことになる。所得税の体系の中において考慮してもらいたい。

(ハ) 課税最低限の水準……目標としての一〇〇万円の問題

一〇〇万円の目標は、なるべく早く、でき得れば四十三年度に実現願いたい。

(ニ) 税率の累進度

関連性から(ハ)～(ニ)を兼ね合わせた累進度を考えるべきである。

(ホ) 各種の人的控除特に寡婦控除、障害者控除のあり方

現在どおりで止むを得ないと思う。

(ヘ) 教育費控除創設の要請

国家の政策の問題であって、税本来の問題として考えることは、時期尚早であると思う。

(ト) 所得稼得のための費用と個人消費との区別

現在どおりとして、勤労者特別控除を増額することによって、営業者とのバランスを取ることにすればよいと思う。

(チ) 課税単位のあり方

同一世帯内の合算所得に対しては、アメリカで実施されている二分二乗に近い線を、経済の成長に即応して取り入れて行くべきである。

(リ) 標準世帯の問題

実際には、夫婦に子供二人という家庭が圧倒的に多い現実から見て、四人を標準世帯とすべきである。

(3)

相続税及び贈与税体系の整備

(イ) 財産保有の水準、財産分布の状況との関係

動産と不動産の保有によって、動産の中には（現金）財産の分布状態がアンバランスになっている。特に営業者の場合は、営業用資産の占めるウエートが多いので、課税をする場合の対象としては、営業資産と個人資産とを分離して考慮すべきである。

(ロ) 課税最低限の水準及び税率の累進度

(イ)との関連において不動産の課税標準が毎年改訂される現在においては、それに即応するように且つ現在の経済成長度合に応ずる所得の伸びによる財産保有の現況に鑑みて、課税最低限の水準を高くして、税率の累進度を巾広くすべきである。

(ハ) 夫婦間の財産移転に対する課税のあり方

現在の二十五年は、いかにも永すぎる。これを短縮して十五年ぐらいにすべきであると思う。または年限によっての財産移転の額を決めて、課税を考慮すべきである。

(4)

間接税体系の整備

(イ) 消費に対する課税のあり方

個人の課税物件の担税力に照応して課税すべきである。当分の間は売上税よりも消費税の拡大が

望ましい。

(ロ) 一般売上税の問題

物価に対する影響と競争条件の不利な企業への圧迫が多い点等から、現在では時期尚早であり見合わすべきである。

(ハ) 従量税、定額税の負担のあり方

物価のスライドに即応して、課税標準が遅れがちであるから、従量税、定額税の課税の場合は、それに即応するように課税標準を決めるべきである。

(なお、間税については目的税であるだけに使途に対しての使命を明確にすべきである。)

二、企業税制部会

(1) 資本の自由化の進展と企業体質強化との関連

自個資本充実の為の税制と産業の構造改善を促進するための税制を取り入れてもらいたい。

1、自個資本充実の為には、投資調整準備金を創設して、所得の一定割合を準備金として積立て、税制上損金取扱いとすること。

2、割増償却制度の拡充や超過償却制度を設けること。

3、支払配当金の損金算入を認めること。

4、企業の集約化を促進する税制を設けること、本年度末で期限が切れる現行の租税特別措置法を延長することなど、資本の自由化に伴ない産業の国際競争力を強化する企業減税を実施してもらいたい。

(2) 法人税の基本的仕組みの根本的検討

(イ)～(ニ)の事項については前説との関連において善処してもらいたい。

(3) 企業減税の仕方としての法人税の基本的仕組みの変更と租税特別措置との関係

混乱を来たすので整理されるものについては、速かに改善する方が良い。租税特別措置は当分の間残しておいてもらいたい。

(4) 特別措置の範囲と効果の問題

中小企業に必要なものは延期してもらいたい。

(5) 期限の到来する租税特別措置

中小企業に効果があるため存続することが必要であり、むしろ拡大してもらいたい。

三、地方税制部会

(1) 地方税源の充実

地方税源の充実はむずかしいけれど、現在行われている税体系の中において改善すべきものがある。

例えば事業税、県民税の課税の場合、支店、出張所、営業所等の課税標準が人頭割になっているけれども、売上げを標準としてその地方へ還元するように課税標準を改正すべきである。

(2) 住民税の課税最低限

課税最低限を国税並みにあげるべきである。

(3) 事業税のあり方

事業税、住民税における専従者控除の限度額及び零細な個人事業税は共に撤廃すべきである。

(4) 電気ガス税のあり方

最低基準の引き上げによって存続すべきである。

(5) 地方道路税源の充実

財源を多くして残しておいてもらいたい。

四、税制簡素化特別部会

(1) 課税所得計算原理等を中心とするこれまでの簡素化の一層の促進

現在の実状に即応して簡素化を一層促進すべきである。

(2) 記帳ないし所得計算手続、申告手続、納税手続、不服処理手続等各種の手続の合理化、適正化

法人税において国に申告をすれば、自動的に県と市の方に回るように、申告手続の簡素化を図るべきである。

五、土地税制特別部会

(5) 保有課税と譲渡課税

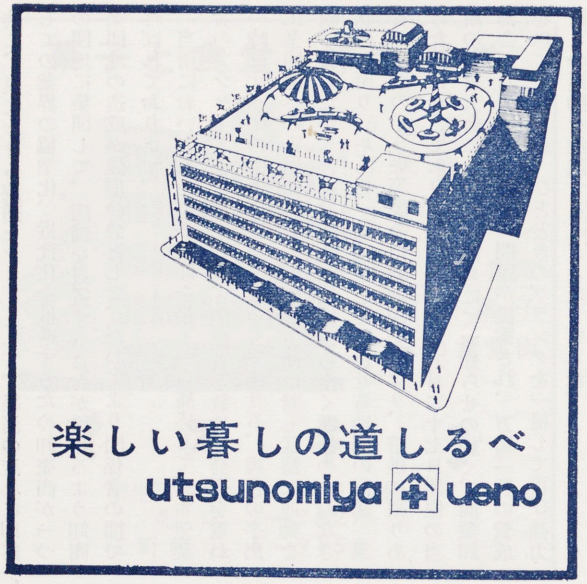
保有課税は逆効果を来たすので、所有権の移転の際課税すべきである。なお、地方税財源として農地、山林等の所有主が地目を変更する場合は変更税を徴収すべきである。

(1)～(6)については善処せられたし。

◎卸商業団地造成の気運高まる!

ご案内のとおり、相次ぐ交通規制措置の制約から、当市内の繁華街における卸売業の機能は、ますますマヒ状態となり、適切な業務の遂行が日ごとに困難な状況になっております。

こうした事態に対処して交通難、駐車難等を克服すると



共に、県における流通センターとして、経済の流れに即応しての業界の協業化、近代化を推進するため卸売商が一つの団地に集団して、店舗を設置することができるよう卸商業団地の造成が焦眉の急として、かねてより関係者の間で叫ばれております。

当所においてもその必要性を早くから痛感して、希望業者のアンケート等を蒐集して、関係者と数次の会合を重ね一時はすべての条件施設等において完備せる、現在の平出工業団地への入居に対して、関係方面に対し猛烈な運動を続けましたが、これが法的な制約から全く断念の止むなき状態に至り、その後、適地として物色せる地価の高騰、業者の熱意のそう失等幾多の悪条件が重なり、暗礁に乗りあげた形になっておりましたが、去る六月二十七日開催の当所の会員大会において、前号にてお知らせの如く、商業卸部会より団地造成推進の問題が提案され、万場一致の賛成を以て決議され、ひとときのブランクを一掃して再び強力にこの運動を推進することとなりました。

再燃されたこの決議に基づいて、過日来適地の斡旋等その促進方について県並びに市、その他関係機関に対し強力に要望を行うと共に、一面、八月四日商業卸部会を開催して、卸商業団地造成推進委員会を設置することを決議、続いて各業種別ブロックより、この実現に当初より挺身的な熱意ある人材を二〇名、実行委員として選任して、この運動の実現に邁進することを申し合わせると共に、再度、卸団地入居希望調査を行い、団地造成計画立案の基礎資料とするべく、卸売関係業者全般に対して過日次のような資料の提出方を発送しました。

この調査結果を直ちに集計して、団地の所要面積の把握並びに適地の確保等について、今後は前記の推進委員会にて協議した上、来年度政府、県、市予算との関連から本月中には関係方面と折衝し促進を図る等、いよいよ団地造成に対する気運が高まってきました。

卸団地入居希望調査票

入居希望者
住　所
商社名
代表者　　㊞
電話(　)　　番

1、企業概要

企業名	組織	資本金	創業
		千円	明治 大正 昭和　年　月
卸品目			
現在従業員数		最近における年売上高	販路
		千円	県内 東北地方 茨城、群馬 その他
			% % % %

2、卸団地入居希望の動機（○印で囲んで下さい）

(1)駐車場がないため　(2)駐車禁止で荷扱いが出来ない
(3)店舗がせまい　(4)倉庫がせまい
(5)集団化して協業化近代化をしたい

3、必要な坪数　土地　坪
土地利用内訳
店舗用地　坪　倉庫用地　坪
住宅用地　坪　駐車場用地　坪
その他用地　坪　合計　坪

4、団地までの距離について
(1)中心街からどの程度離れて差支えないか
自動車で何十分位の処か　分位

5、土地の取得造成費について
商業団地に進出できる土地代の限界は貴社の場合、イ、ロ、ハのうちどれに該当しますか。
(1)土地買収費に造成費（整地、道路、下水道、電話、共同施設の建設を含む）概ね坪当り一五、〇〇〇円前後を加算した価格が土地に要する経費となるのが先進地の前例です。
このような条件で土地に要する坪当り単価は
イ、二〇、〇〇〇円以下でなければ参加しない
ロ、二〇、〇〇〇円を超えても二三、〇〇〇円以下なら参加する
ハ、二三、〇〇〇円を超えても二五、〇〇〇円以下なら参加する。
上記イ、ロ、ハについて該当の項に○印をつけて下さい。

6、資金について
国と県と中小企業振興事業団の資金で商業団地資金融資制度があり、これを利用すると建設費（土地購入、造成、建物、施設資金）の概ね三割乃至五割前後の資金がこの事業を助成する意味で貸出されます。
（年利二分二厘、三年据置十二カ年償還）

一流メーカー50社と
特約代理店契約
工作機械と
機械工具
総合商社 アラマキ
Miyajimacho Utsunomiya
TEL.(0286)2-4245 代表

これを利用することにした場合貴社の資金計画は大体どのような計画が適当と思いますか。
全体の資金源に対する割合を記入して下さい。
(1) 自己資金　　%
(2) 市中銀行借入金　　%
(3) 商工中金借入金　　%
(4) 国、県の商業団地資金借入金　　%
7、卸商業団地に参加できる条件
1、総売上高に占める卸売の割合が八〇%以上の企業
2、既存の店舗は団地進出と同時に閉鎖する企業
3、団地組合員となって国、県共同で行う企業診断の審査を受け適格企業と認められる企業
◎この調査は秘扱いとして卸団地造成計画以外には用いません。

当所事業運営の基盤を生む
各種開催会議経過詳報

(一) 商業活動調整協議会

一、とき　42・7・14日　13時～18時
一、ところ　第3会議室
一、出席者　高橋会長ほか一一名
一、議案
(1) 栃木県食料品商業組合より提出の〝正常取引励行と過当競争防止について〟の審議について
(2) ㈱山崎並びに㈱フクダヤ両百貨店の店舗床面積増加許可申請および㈱十字屋宇都宮店の百貨店営業許可申請に対する意見答申の継続審議について

(二) 運営委員会

一、とき　42・7・22日　10時30分～12時30分
一、ところ　第3会議室
一、出席者　青木副委員長ほか八名
一、協議事項
(1) 常議員会並びに通常議員総会提出議案の検討について
(2) 第3回中小企業親善野球大会の開催について

(三) 常議員会

一、とき　42・7・26日　13時20分～14時
一、ところ　第3会議室
一、出席者　保坂会頭ほか二二名
一、議案
第1号通常議員総会提出議案の審議について
(1) 昭和41年度事業報告について
(2) 昭和41年度収支決算について
第2号第3回中小企業親善野球大会開催について
第3号夏まつり執行について
第4号新加入会員の加入承認について
第5号昭和42年8～9月の当所事業予定について
第6号当所商業活動調整協議会委員委嘱について
注・全員再任委嘱のことに決定す。

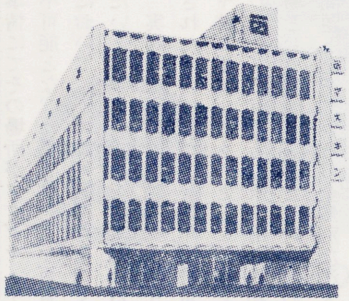
(四) 通常議員総会

一、とき　42・7・26日　14時20分～15時25分
一、ところ　第1会議室
一、出席者　保坂会頭ほか五一名
一、議案
第1号昭和41年度事業報告について
第2号昭和41年度収支決算について
一、報告事項
(1) 第3回中小企業親善野球大会開催について
(2) 夏まつり執行について
(3) 昭和42年8～9月当所事業予定について
注・閉会後、引続き国鉄関東支社宇都宮出張所長ほか関係者を囲んで、当所議員との懇談会が催され、当駅の現状と将来について、種々有意義な意見の交換があった。

(五) 商業活動調整協議会

一、とき　42・7・27日　13時45分～18時35分
一、ところ　第1会議室
一、出席者　高橋会長ほか一一名
一、議案
(1) ㈱フクダヤ百貨店の店舗床面積増加許可申請に対する意見答申について
(2) ㈱十字屋の百貨店業許可申請に対する意見答申について
注・フクダヤ百貨店の今回の増加申請は、先年買収した隣接の旧エスヤ跡の敷地に、同店が接続して増築するものとして既に許可を得ている面積であるが、その後

菓子と食堂・味の殿堂



結婚式場
大宴会場
中国レストラン
お好み食堂
和洋菓子街
味の食堂
5432R

マスキン

相生町本店　3—1391(代表)
二荒店　2—7827
江野町店　4—9156

の事情にてその場所がフクダヤ・チエーンとなり増築が不可能となった為、フクダヤ百貨店の既存の建物の中において、この許可面積をそっくり売場として使用したいというものであって、単なる売場の移動であって、実際の床面積の増加はプラマイ零であるとして申請されたものですが、一昨年末許可を申請した際、エスヤ跡に増築するものとして許可となった面積を、現在のフクダヤ百貨店の未使用の建物の中に（七階等）売場として使用することに対しての疑点と、また、再三問題となっている、全然別な法人であるフクダヤ・チエーンと百貨店との一～二階の通路の問題が論議の焦点となり、第一回商調協開催（五月二十三日）より本日迄、約二か月余、四回に亘って継続して熱心に審議されておったものですが、いよいよ最終的な結論として、今回の申請面積の許可と同時に、問題の通路は必らず閉鎖するという、フクダヤ百貨店社長の商調協会長宛の確約書が提出されましたので、申請どおり全面的にこれを認めるものとして、百貨店審議会長宛答申されたものです。

また、十字屋宇都宮店の百貨店営業許可申請（全国三十一店が同時に百貨店営業許可申請を提出す）については、ご案内のとおり江野町の田園前の同社の買収地に新築されるものですが、当初敷地内に現存する〝あすなろ〟を含めての申請であったが、同所が裁判にて目下係争中であるという事実、つまり他人の所有土地であるということが問題となり、これまた六月十九日（第二回商調協開催）より本日迄三回に亘って継続審議されておりましたが、十字屋より係争中の敷地を除いて審議されたいという、新たな図面による申請が商調協宛提出されましたので、最終的に三、五五九平方米の申請に対して、現在の当市の人口及び百貨店の売場面積一平方米当り人口比等から、一般小売店に与える影響（取扱品目は衣料品、食料品のみ）を十分に考慮すると共に、既存の百貨店の申請当初の面積を勘案して、二、五〇〇平方米以内としてこれを押え、これに既存の千手町店の面積二二〇平方米をプラス、（曲師町店は新店舗の開店と同時に廃止する。）ということで答申されたものです。

なお、前回の商調協（七月十四日）において結論を見た山崎百貨店の増加許可申請は、現在の建物の西側と南側（駐車場）の同店の所有地に、接続して地下一～二階、地上六階（二、六四二平方米）の建物を増築したいという申請でしたが、第一回商調協開催以来、三回に亘って継続して審議された結果、地下一～二階並びに地上一階の申請から、地下二階の申請面積である一八九平方米を、それぞれ削減し、地上六階の三〇三平方米を全部削減する。（但し地上一階の削減部分は一般客の自動車駐車場とする。）他は二階より五階迄全面的に申請の図面のとおりこれを認めるものとして純増加面積を一、八〇〇平方米とする。

また、付帯条件として休憩室、通路等の完全な設備を設けること、として答申されたものです。

(六) 工業部会

一、とき　42・8・1日　10時30分～12時30分
一、ところ　第3会議室
一、出席者　福田(新)部会長ほか一三名
一、協議事項
(1) 第3回中小企業親善野球大会開催について
(2) 地元工場の工業団地造成推進について

(七) 商業卸部会

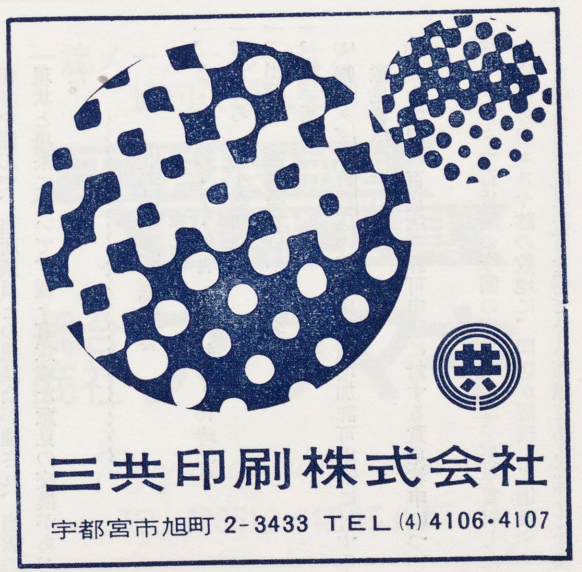
一、とき　42・8・4日　10時30分～12時30分
一、ところ　第1会議室
一、出席者　上野(美)部会長ほか一〇名
一、協議事項
(1) 第3回中小企業親善野球大会開催について
(2) 商業卸団地の造成推進について

(八) 商業卸団地造成推進協議会

一、とき　42・8・26日　10時30分～13時
一、ところ　会頭室
一、出席者　笠間卸部会副部会長ほか四名
一、協議事項
(1) 商業卸団地造成推進について
(2) 同推進委員の選衡について

(九) 税務委員会

一、とき　42・8・28日
一、ところ　第3会議室



一、出席者　坂井委員長ほか四名
一、協議事項
(1)日商照会政府の税制改正に関する回答意見取纒めについて
(2)その他

当所新規加入会員のご紹介

（敬称省略）

業種	住所	名称	電話
建設業	昭和二丁目一～三	柳ハウス興業㈲	(二)〇、三六二
制服販売	昭和三丁目三～一〇	栃木県制服販売㈱	(二)二、八七〇
紳士服	泉町一～八	㈲第一横田洋服店	(二)四、六二八
料理業	西二丁目四～一三	㈱松寿苑	(三)六、一九一
印刷業	西三丁目四～七	㈱田仲写真製版所	(三)五、三二一
〃	西大寛一丁目三～二四	㈲山本印刷所	(三)四、八二三
電気製品卸	桜三丁目六～一〇	美咲電気無線㈱宇都宮営業所	(二)四、二二一
電気モーター	桜三丁目三～一六	貝賀電機商会	(四)四、六三三
寝具	中戸祭二丁目九～一七	高田綿ふとん店	(二)一、二四七
飲食業	鶴田町一、八八八	むつみ	(四)八、六三三
青果業	雀宮町四～七三三	㈲高橋操商店	(58)一〇四
紙器	清水町三六八	㈲佐藤紙器製作所	(二)四、一八五
建設業	東塙田町四	㈲菊地工務店	(二)四、八三九
ボーリング	大曽町四九二	㈱宇都宮パークレーンズ	(四)五、一三三
測量設計	築瀬町六六六	栃木測量換地㈱	(四)四、九三三
繊維卸	今泉町九八一	㈱菊池代吉商店	(三)四、八〇九
車輌整備	〃　一、〇一一	森田モータース	(三)一、五九八
米菓	扇町三〇九	㈲森製菓	(二)〇、三五一



趣味の呉服
丸越高級衣裳店
下野新聞社前・電話(3)4838番
自宅(4)7022

落花生加工卸	寺町三三	㈲竹本二郎商店	(二)九、四三四
文房具	桜三丁目三～三	瀬畑志文堂	(二)七、三八一
クリーニング	宮本町六～八	広進舎	(三)〇、八一二
理化学機械卸	清水町三九八	宇都宮理化学工業㈱	(二)〇、四七一
文房具	大曽町四八	田村宏文堂	(二)一、四五〇
〃	博労町六二八	㈲松島堂	(四)七、六一四
菓子製造	長岡町六三五～五一	洋菓子のウエマツ	(二)五、九九四
飲食業	鉿山町四四～七	せいみやー	
カラーテレビ製作	平出工業団地三	松下電器産業㈱カラーテレビ事業部宇都宮工場	(二)二、三五一
写真業	伝馬町一～八	フランス写真館	(三)二、五七七

宇都宮手形交換高（単位千円）

年月	手形枚数	金額
四十二年六月	八二、六六三	二三、一四八、〇九三
〃　七月	七八、〇六三	二三、六七七、八八九

不渡手形

年月	手形板数	金額
四十二年六月	六九六	八一、九四九
〃　七月	六六六	九三、三六六

宇都宮銀行会（一五行加盟）預金貸付高

年月	預金	貸付
四十二年六月	八八、六一〇、五二四	五九、八三〇、八二六
〃　七月	八九、四四八、九七〇	六一、三一四、九七八

宇都宮市中小企業融資振興会機械設備資金融資状況

年月	摘要	件数	金額
四十二年七月	申込分	一八	一三、五八〇
	承認分	一六	九、七八〇
〃　八月	申込分	一七	一二、〇三〇
	承認分	一五	一二、七三〇

宇都宮市中小企業融資振興会施設改善資金及び従業員宿舎建設資金融資状況

年月	摘要	件数	金額
四十二年七月	申込分	一七	二五〇
	承認分	一六	一二、七五〇
〃　八月	申込分	三八	四四、五五〇
	承認分	三二	三七、八五〇

宇都宮市中小企業融資振興会
小口資金融資状況

年月	摘要	件数	金額
四十二年七月	申込分	二六	八、九九〇
	承認	二五	八、八四〇
〃 八月	申込分	三〇	一四、〇〇〇
	承認	二七	一二、三五〇

◎宇都宮物産と観光展

本年は郡山市にて開催す

毎年秋、各地において好評のうちに開催されている、当市の物産と観光展は、本年は新産都市として躍進の一途を辿る、郡山市のうすい百貨店七階大ホールにおいて、十月二十六日より三十日迄の五日間、盛大に開催されることとなった。

この物産と観光展は、当所並びに宇都宮市、同観光協会及び市卸商工業連盟の主催にて、栃木県並びに開催地の市、会議所の後援のもとに、当市にて生産されるあらゆる物産（即売会）と観光施設を華やかに展示紹介するものであって、毎年各地において絶賛好評のうちに開催され、本年はいよいよ第八回目を迎えての開催のため、関係業者も新販路開拓を期して、一層張り切って製品展示の意欲に燃えている等、今からその成果が大いに期待されております。

当所の動き

(一) セールス講習会

一、とき　42・7・1日　16時～19時
一、ところ　富士事務機販売㈱会議室
一、主催当　所
一、内容　スライドによるセールス講座
一、講師　当所大貫経営指導員
（聴講者一五名）

(二) 改正税法説明会

一、とき　42・7・5日　13時～17時
一、ところ　当所第1会議室
一、主催　当所並びに宇都宮税務署
一、内容　(1)所得税法一部改正について
(2)印紙税法改正について
(3)法人税法一部改正について
一、講師　宇都宮税務署海賀所得税課長ほか二名
（聴講者一三五名）

(三) 来春学卒者求人申込受付並びに個別説明会

一、とき　42・7・6～7日　9時～16時
一、ところ　当所第1会議室
一、主催　当所並びに宇都宮地区雇用協会
一、内容　来春中、高卒者の求人申込みについて
一、講師　宇都宮公共職業安定所
茂呂事業課長ほか三名
（聴講者八〇名）

(四) 牛乳販売店経営改善懇談会

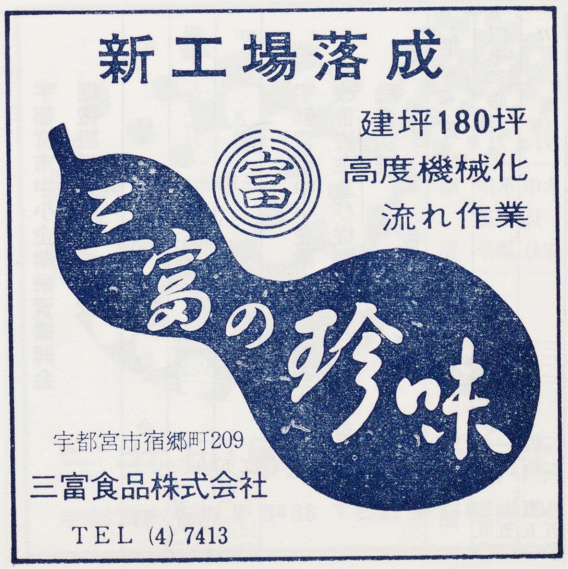
一、とき　42・7・15日　19時～21時
一、ところ　中河原町　台中軒
一、主催当　所
一、内容　(1)印紙税法の改正について
(2)青色申告について
(3)牛乳販売店の今後の動向について
一、講師　当所小川経営指導員
（聴講者一八名）

(五) 工業経営講習会

一、とき　42・7・19日　10時～17時
一、ところ　みくら山会館会議室
一、主催　当所並びに宇都宮市
一、内容　(1)中小工業の近代化について
(2)わが社の経営方針について
一、講師　経済企画庁総合計画局
計画官　佐野　泰彦氏
東亜電波工業㈱社長
前東　計男氏
（聴講者三二名）

(六) 第二回来春学卒者求人申込受付並びに説明会

一、とき　42・7・20～21日　9時～16時
一、ところ　当所第1会議室



一、主　催　当所並びに宇都宮地区雇用協会
一、内　容　来春中、高卒者求人申込みについて
一、講　師　宇都宮公共職業安定所
　　君島求人係長ほか二名
　　（聴講者三五名）

(七)　新規青色申告者記帳要領説明会並びに所得税法改正説明会

一、とき　42・7・24～25日　10時～16時
一、ところ　当所第1会議室
一、主　催　当所並びに宇都宮税務署、宇都宮青色申告会
一、内　容　(1)青色申告記帳の要領について
　　(2)所得税法並びに印紙税法の一部改正点について
一、講　師　宇都宮税務署
　　海賀所得税課長ほか二名
　　（聴講者二五四名）

(八)　技能検定受験準備の為の講習会

一、とき　42・8・15日　10時～16時
一、ところ　当所第1会議室
一、主　催　当所並びに県鉄骨業協会
一、内　容　鉄工技能検定受験のための学科をどう習得すべきか
一、講　師　㈱東京鉄骨橋梁製作所
　　営業部長　松谷　菊男氏
　　（聴講者八〇名）

(九)　青色申告者記帳要領説明会

一、とき　42・8・21～22日　10時～16時
一、ところ　当所第1会議室
一、主　催　当所並びに宇都宮税務署、宇都宮青色申告会
一、内　容　(1)記帳要領について
　　(2)所得税法並びに印紙税法の一部改正点について
一、講　師　宇都宮税務署
　　海賀所得税課長ほか二名
　　（聴講者一八三名）

(十)　商店経営夏期大学

一、とき　42・8・22～24日（3日間）
一、ところ　那須温泉湯本
　　松川屋那須高原ホテル
一、主　催　当所並びに宇都宮市、市商店街連盟
一、内　容　(1)労働力の不足を如何にカバーすべきか
　　(2)経営環境の変化と新しい商業経営の行き方
　　(3)店づくりと販売活動
　　(4)私はこうして企業を成長させた
一、講　師　渡辺経営労働研究所長
　　渡辺　文三郎氏
　　明大教授、商学博士
　　清水　晶氏
　　M・S商業経営研究所長
　　角　実氏
　　㈱経営ストアー社長
　　竹屋　幸介氏
　　（聴講参加者四二名）

より良い品をより安く！
より豊富に！
より良いサービスで！
全国31店ネットワークで
皆様にご奉仕しております
十字屋 宇都宮店
文料品部 TEL(4)1221
食料品部 TEL(3)6332

中小企業庁だより

情報はいりませんか

最近は、「情報」という言葉が新聞などでもしばしば使われており、「情報処理産業」という言葉まで出現するようになってきています。

読者の皆様は、企業の経営について考える場合こんなことについて調べられたらもっと経営がうまくいくのにとか、あんなことがわかっていたらもっと有利な取引ができたのにとかいうようなことを感じられた経験はありませんか。

現在でも、企業の経営に関しては、統計資料、調査結果をはじめとしてさまざまな情報が世の中に氾濫しているにもかかわらず、案外いざこれらを活用しようとすると、これが整理されていないため、どこで入手できるかわからなかったり、入手するのに時間や手間がかかったりする場合が多く、なかなか皆様が必要なときに必要な情報をはやく手に入れることができないのではないかと思います。

たとえば、すでに皆様ご承知のとおり、わが国も徐々に資本取引の自由化を行なっていますが、わが国企業、とくに中小企業にとって外資がおそろしい理由としては、資本力、技術水準、宣伝力などのほかに、わが国に進出してくるような外国企業は市場調査その他の面で情報網が非常に強力であるという点も見逃せないと思います。自らの企業

に大規模な調査部門を設けているばかりでなく、日本で考えると不思議なくらい高いお金を払って他から情報を買ったりしているという話もききます。

外国企業がこのように情報を重視するのは、これらにより、客観的な正しい判断をして合理的な企業経営を行なおうとするためですが、それに比べると、わが国企業はまだまだカンとか経験に頼りすぎたり、業界でのうわさ程度のことで、大切な企業判断を行なってしまったりすることが多いようにみえます。

何でも、外国が良いように言うのはおかしい話ですが、少なくとも、お金とか物とかが高く評価されるわりには、知恵、知識、情報などというものが十分評価されない風習は、今後のわが国にとってはかなりの弱点になるのではないでしょうか。

このような見方もあって、最近、中小企業者の方々やその関係者の方々に対し、正しい情報を大量にしかもはやく提供するため、情報センターのようなものをつくってはどうかという声もでています。この情報センターでは、たとえば前述しましたように、当面わが国企業にとって最も大きな問題である資本の自由化に関する情報をまず取り扱うのも一案かと思われます。すなわち、海外ではどのような業種のどのような企業がわが国への進出を予定しているかとか、すでにわが国へ進出している外資はどのような経営実績をあげ、これによるわが国企業への影響はどうかとか、その他いろいろ中小企業者の方々が資本の自由化にどう対処すべきかを考えるための材料としての情報を提供してはどうであろうかというものです。

ただし、この場合、ただ情報を沢山集めて提供するというだけではなく、これがどうしたら全国各地域の中小企業者の方々の手元にまで普及されていくかという点を考えなければなりません。たとえば、都道府県庁をはじめとして中小企業者の方々が最もよく接触される中小企業団体、中小企業指導機関、金融機関などを通じて必要な情報がいつでも流れるような体制ができれば、皆様にも各種の情報を手近かで手軽に活用していただくことができるのではないでしょうか。

もし、こういう情報センターがあれば、補助金や融資のようにすぐには目に見えないかも知れませんが、長い目でみれば、中小企業の合理化、近代化に非常に役に立つのではないかと思いますがいかがでしょうか。

皆様のご意見をおきかせいただければ幸いです。

協業化をはばむもの

最近の中小企業政策の旗印の一つに「協業化」という言葉がかかげられております。

一口に「協業化」といっても、実はそのやり方はいろいろあるのです。

およそ一つの企業を経営するにあたっては、いろいろな行為が必要です。材料の仕入、生産、販売、在庫管理など直接の企業活動はもとより、今最も難しい人集めとか労務管理、税務、資金調達、会計、等々企業の経営には実に多くの面に目をくばらなければならないのです。

実際に企業経営に成功するかどうかは、実はこれらのいろいろな面をもっとも合理的に処理できるかどうかにかかっているのです。

ところが、それは口でいうのは易しくても行なうのは、実際には難しいことです。というのは、これらのことは、どれ一つとっても専門家でなければ、本当にはこなせないことなのです。

大企業ならば、いろいろな面の専門家をそろえられるでしょう。しかし、中小企業にそれを要求することはとても無理です。経営者が万能選手でないかぎり、中小企業では経営上のどこかの面で手を抜いておることになってしまうわけです。

中小企業政策の旗印である「協業化」というのは、実は中小企業にはこういう弱い面があるということの裏がえしの言葉なのです。つまり、中小企業が経営上もっている弱い面を、皆が集って協同して一緒にやれば、毛利元就の三本の矢のたとえではありませんが、一人でやるよりも強くなるのではないかということなのです。

こう考えてみると「協業化」といっても、いろいろな形があります。たとえば、共同の機械を購入するとか、従業員の福利厚生施設を共同で設置するとか、ほんの一部分の「協業化」から、団地造りとかボランタリー・チェーンとか相当進んだ形の「協業化」もあります。

また、全然見方をかえて、一つの業界が業界ぐるみで「協業化」していくことも考えられます。

皆様すでにご承知のように、今国会で「協業組合」という新しい組織ができる法律が通りました。

この「協業組合」というのは、実は中小企業の方が、相当進んだ「協業化」を行なおうとするときに、それを受け入れる体制を作ったものなのです。

新三
とんかつ
新三
辨当と折詰
東武駅前
TEL 宇都宮 3－5987
(0286)
富士重工業K．K店
指定
TEL 宇都宮 2-8337
(0286) 2-0458 (代)

中小企業が、弱い面を克服して、経営を成功に導びくには、皆が集まって一緒にやること、つまり「協業化」が一番手取り早い途です。ここまでは誰でも分ることです。

しかし、現実に「協業化」がなかなか進まないということがあるとしたら、その原因のなかにきっと次のことがあるにちがいありません。

それは、そこに集まった方々の心の隅に、「俺が、俺が」という気持が働いているにちがいありません。

神様でないわれわれ人間は、悲しいことに自惚れという感情からのがれることは出来ません。しかし、経済的合理性がつらぬかれなければならないはずの企業経営が「俺が、俺が」という自惚れによって、ゆがめられているとしたら、これほど損な話はないのではないでしょうか。

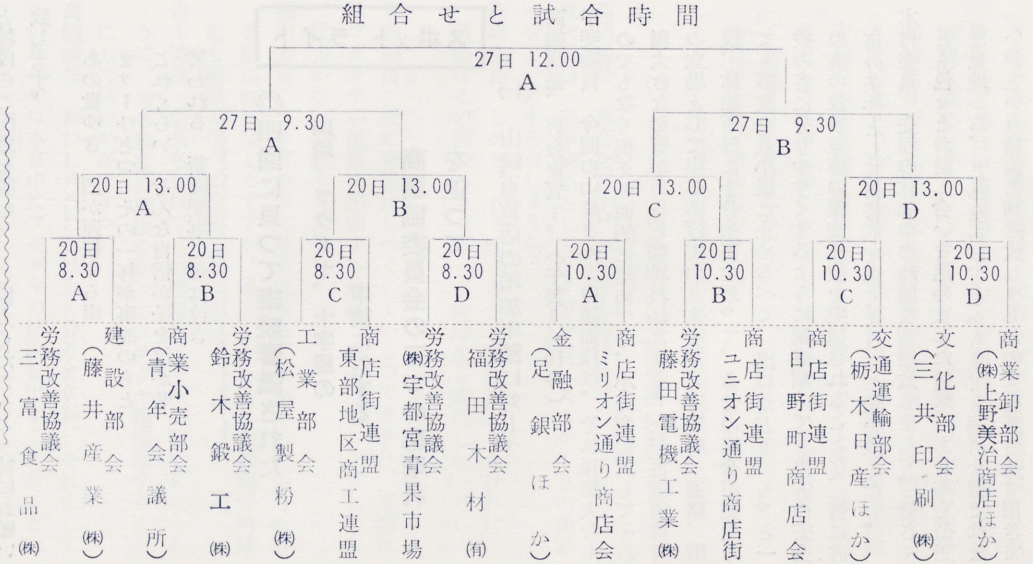
◎宇都宮市中小企業親善野球大会開催さる

年々各方面で好評のうちに開催されている、当所並びに商店街連盟、宇都宮中小企業労務改善協議会の主催による中小企業親善野球大会は、本年で第三回目を迎え、去る八月二十日、二十七日の両日、市営駒生球場において、次のような組合せにより、文字通り熱戦が展開されましたが、激戦の末、結局決勝において金融部会対東部地区商工連盟の両雄の対戦となり、両チームとも死力をつくした延長戦の末、午後五時過ぎ、三対二のスコアーにて、惜しくも金融部会が敗れ、東武地区商工連盟（三国堂薬局チーム）が銀色に輝く優勝杯を受賞しました。

当日の決勝戦を最後迄熱心に観戦されていた、当所の保坂会頭並びに荒牧商店街連盟会長のご両名も、猛暑を吹き飛ばすような、出場選手達の汗みどろの熱戦の姿に強く感動して、来年の第四回目の試合には、錦上花を添えて出場者の労に酬ゆるべく、真紅の大優勝旗を新調して贈呈することを確約、関係者に大きな感動を与えて、来年こそはの意欲を更に強く出場チーム全員に与えました。

成人式晴着
御婚礼衣裳
儀式のきものは丸福で
福 きもの会館 丸福
宇都宮市鉄砲町角　TEL ③ 8118～9

組合せと試合時間



実務相談室

◎日雇労働者を使用する際の健康保険の事務手続きについて

（問）当社は、健康保険、厚生年金保険の適用をうけている事業所ですが、こんど労務の関係から日雇労働者を使う計画がでています。日雇労働者には日雇労働者健康保険というのが別にあるそうですが、もし日雇労働者を使用したときは、どうすればよいのか、事業主としてしなければならない事務手続きについて教えて頂きたい。（市内今泉町 BK商店）

保険料の納付義務が発生します

（答）健康保険の適用をうけている事業所は、日雇労働者健康保険（以下「日雇健保」といいます）においてもその適用事業所とされていますから、日雇労働者を使用したときは、事業主は、使用する日ごとに日雇健保の保険料を納付しなければなりません。この保険料額は、賃金日額が四百八十円以上の者については一級二十六円、四百八十円未

満の者について二級二十円と定められており、事業主と被保険者とで折半で負担します。

この保険料は、現金で納めるのではなく、健康保険印紙を被保険者が提出する被保険者手帳にちょう付し、消印して行ないます。もし、彼保険者手帳をまだ交付してもらっていない者があれば、至急にその被保険者の住所地の社会保険事務所（または指定市町村）で被保険者手帳の交付をうけるよう指導してください。もちろん、事業主がこの手続きを代行されてもさしつかえありません。

また、健康保険印紙は、郵便局からあらかじめ購入しておくのですが、購入するためには、「健康保険印紙購入通帳」が必要で、この通帳は、事業所の所在地の社会保険事務所に申し出て交付をうけてください。その後は、健康保険印紙の受払いを毎月社会保険事務所に提出するだけで結構です。

なお、使用する日雇労働者が、学生や家庭の主婦などで二カ月間で二十八日以上働く見込みのないときや、日雇労働に従事するのを常態としない場合等、日雇健保に加入を希望しない人については、適用除外の承認がうけられる旨を教示していただきたいものです。適用除外の承認は住所地の社会保険事務所で行ないます。この適用除外をうけた人については、就労した日についても、保険料を納付する必要はありません。

くわしいことは、印紙購入通帳の交付をうける際、社会保険事務所でおたずねください。

（中小企業相談所　亀田担当）

◎当所内に定期税務相談所開設さる

当所内にこの九月から次のように、定期的な税務相談所が開設されました。税金について知りたいこと、困りごとのある方は、どうぞご遠慮なく国税局の税務相談所をご利用ください。

たとえば税務署の処分に対し、どうにも納得がいかなかったが、何かの都合で異議の申立てや、審査の請求ができなかった場合、何かこれを救ける良い方法はないものだろうかということをよく聞きます。こんな時こそ税務相談所にご相談頂けば、救済を受ける方法がいくらでもあるのです。その他税金に対してのあらゆる苦情の申出を受けた相談所では、税務署とは別に審査請求と同じように、全く第三者的な立場に立って苦情の処理に当ることになっています。

記

一、ところ　当所内第3会議室
一、とき　毎月第1木曜日　10時～15時
一、相談員　関東信越国税局
　　宇都宮税務所ベテラン職員

◎飲酒運転の防止にご協力を！

運転者の酒酔い運転、無免許運転等通常の過失とは、到底いい得ない、いわゆる「人」に起因する原因によって、何んの関係もない歩行者、とくにあどけないお児さんの尊い生命が、一瞬にして奪われている実状は、あまりにも悲惨そのものであって、実に目をおゝわしむるものがありますが、県、市当局におかれても、近く、県、市民総ぐるみによる、こうした事故の一大防止運動を起すべく、現在準備を進めておられますが、交通事故の現状を見ますとき、何をおいても少なくとも酒酔い運転による事故の防止だけは、一刻も早くこれをなくす必要を痛感いたします。

警察の取締面に表われた酒酔い運転による交通事故と違反状況は、現実面のごく一部であって、飲酒運転の現実の姿は、実際には取締の表面に表われないものが多く、それだけに私達の日常生活が非常な危険にさらされていることを考えますとき……実に肌寒い感がいたします。

貴事業所等におかれましても、このような現状をよく認識され「安易な人情から、これぐらいは……ということで運転手に酒をのませない、運転者もまた、アルコールの身体に及ぼす予想外な影響を考えて、のんだときには絶体に運転しない、させない」この三つの目標によって、走る凶器ともなり、棺桶ともなる飲酒運転の追放に、ことあるごと手段のご配慮を賜わり、ご協力くださるよう特にお願い致します。

あの世ゆき　酒が運転する車
まァーひとつ　その一杯が事故のもと
これぐらい　そんな自信が子を泣かせ
笑われる　新聞記事に母は泣き

スポット ライト

◎四回に亘つて継続審議された
山崎、フクダヤ、十字屋の申請に対する
商調協委員会の三つの幕切れを追つて

(一) 山崎百貨店の増加申請に対して

高橋議長、再会を宣す。（午後5時10分）

甲斐委員　今回の山崎さんの申請面積は、それ程膨大なものでもなく例え全面的に認めても、小売商に対してそれ程大きな影響があるとは思われません。ただ再三消費者の立場として申しあげておりますことですが、通路、階段、休憩所等に十分余裕を取って、非常の場合が発生しても事故を最小限に止めるべく、出口なども、もっと一般の客に分りやすくするように配慮願って、来客の安全の為の救護室等の保安施設を完備されることを、特に許可の条件として付帯して頂くようにお願い致したい。

木村委員　先程の休憩中の時間を利用致しまして、皆さんとも色々とお話し合いを進めました結果、あく迄も公正な見地から、これならばどこから見ても適当な線ではないかという結論に到達致しましたので発表させて頂きま

す。第一回の商調協開催の際、山崎の説明があった時これは質問したことですが、折角出来ている現在の駐車場のところを減らすことのないように、お手許の山崎の説明資料の四頁、差引純増加床面積の内から地下一～二階並びに地上一階の申請から、地下二階の申請面積である一八九平方米をそれぞれ削減し、地上六階の三〇三平方米を全部削減する。（但し地上一階の削減部分は一般客の自動車駐車場とする。）他は二階より五階迄全面的に申請の通り認めることとする。以上の差引合計が一、八〇〇平方米弱になると思いますが、申請面積に対して小売商に与える心理的影響を十分に考慮して、最大限一、八〇〇平方米に止めることが極めて妥当な線ではないかということになりましたので、宜しくご審議の程をお願い致したいと思います。

荒牧委員　木村委員の出された線は誠に良い線であると思います。確かに山崎も従前とくらべて非常に良心的に協力しているだけに、全面的に認めたいがそこには色々と複雑な問題もある。地下一～二階より一八九平方米を削減して、同じく地上一階の内から一八九平方米を駐車場として残した線で、六階を全部削除して地上五階迄で止めるようにする。しかし、これはあく迄も平方米だけの計算であって、実際の建築に当っては、許可を取ったのだからよいというのでなく、甲斐委員の意見のように完全な施設をするべきである。同時に現在のような貸店舗の行為は一切削除してもらいたい。また、通路は百貨店としての品格をどこ迄も保持して、十分余裕をもった形において施設することを条件として、木村委員の出された一、八〇〇平方米の線に賛成します。

石海委員　一、八〇〇平方米にセーブしたのは、小売商を圧迫することのないように、どこ迄も共存共栄の線に同調願うということが、最も大きい理由であると同時に現在山崎の許可面積が五、一〇〇平方米であるから、これに今回の純増加一、八〇〇平方米をプラスすれば六、九〇〇平方米ということになるので、東武百貨店の所有面積六、九〇〇平方米に対して、バランスを保つことにもなることを考慮して、出された線であるということもご了承願いたい。

荒牧委員　セーブした理由は、駐車場の問題、消費人口に基づいた小売商との調整、東武とのバランス、この三点を起点として削減したわけです。

木村委員　山崎の地元商店街に対する協調の態度、また、百貨店としての本来の姿等、最近非常にその姿勢がよくなってきたということは、委員全員もお認めになっておられることと思いますので全面的に認めたいが、小売商に対して与える心理的影響と共に、これから出てくる問題も慎重に考慮樹酌しての削減であったことを、改めて申しあげ一、八〇〇平方米の線にご賛成願いたい。

高橋議長　山崎の増加申請に対しましては、ただ今の木村委員のご意見のとおり、地下一～二階並びに地上一階より各一八九平方米を削減、六階の全部を申請面積より削除して、他は申請図面のとおり全面的にこれを認めて純増加面積を一、八〇〇平方米とする。但し、地上一階の削減部分一八九平方米は来客用の駐車場として使用すること。また、付帯条件として休憩室、通路等の公共的保安施設の完全な設備を図ること。以上のことを会頭宛意見として答申致すことに、ご決議頂きたいと存じますがご異議ございませんか。

全員異議なく可決確定さる。

(二)　フクダヤ百貨店の増加申請に対して

高橋議長　再会を宣す。（午後4時10分）

荒牧委員　実際問題としてフクダヤは、ストアーとの通路をしゃ断するでしょうか。

高橋議長　しかし、しゃ断することを前提としなければ、審議はこの儘でストップして何時迄も進行しないでしょう。

荒牧委員　既に審議はしつくしているのですから、実際にフクダヤが通路を閉鎖する迄は、審議がストップしても仕方がないと思う。

福田委員　フクダヤから通路は必らず閉鎖するという念書を取られてはどうですか。そうしないとこの問題が何時迄も禍根となって残ることになる。

青木委員　会長名を以てこの問題をスッキリしてもらうように、ある程度の期限を切ってフクダヤ宛通知することにしてはいかがですか。

高橋議長　おつしゃることはよく分りますが、それをしていたのでは本日中にフクダヤの結論を出すことが、またできないことになってしまいます。

石海委員　確かに皆さんのフクダヤに対する意見はもう出つくしております。結論を申しあげますのでご賛成を願いたい。私は商調協委員として、また専門店会理事長として、傘下にあるフクダヤ社長に面談致しまして、本日の委員の皆さんの意見と今日迄の商調協の空気をよく話して、ストアーとの通路を必らず閉鎖するという覚え書きを一札書いてもらおうと考えておりますが、若しその一札を社長からもらってくれば、申請どおりに賛成としますが、仮りにそれを拒否した場合には、申請書に絶対反対ということに致したいと思います。この二つの案のいずれかによって答申の結論に致したいと思いますが、この案にご賛成願えましょうか。

高橋議長　本人の意向の何れかによって答申を決定する。何れにせよ次回の委員会を開かないでも、そのまゝそれを答申するということでよろしいわけですね。

上野（修）委員　その場合一つの疑問を覚えるのですが、若し仮りに閉鎖を拒否されたとして、商調協が申請に不賛成の答申をした場合は、書類上エスヤ跡の許可面積は残ることになると思いますが、そうした架空なものが未使用売場の許可面積として、何時迄も残ることになるわ

けでしょうか。

緑川事務官　その場合は未使用の許可面積として残ることになります。

上野（修）委員　永久に解決がつかない未使用の場所があるということは、ちょっとまずいことだと思います。

高橋議長　たとえ架空のものであっても、この場合止むを得ないと思います。今晩の石海さんの折衝の結果によって、何れにせよはっきりとした線が明日出てくることになるとしまして、フクダヤの申請の件は、石海委員のご意見どおりでご承認願いたいと存じますがご異議ございませんか。

全員異議なく可決承認さる。

注・翌日、フクダヤ社長からの確約書の提出によって、申請どおり全面的にこれを認めるものとして、答申されたことは別項のとおりです。

㈢　十字屋宇都宮店の百貨店営業許可申請に対して

（十字屋本社吉田取締役ほか説明を終りて退席す）午後六時〇五分

高橋議長　以上の説明でお分り頂いたことと思います。最終的な許可面積について、ご遠慮のないご意見をお願い致します。

木村委員　山崎～フクダヤ両百貨店の最初の許可面積は、山崎が二、〇〇〇平方米、フクダヤが二、一〇〇平方米だった筈です。こんどの十字屋の申請は千手町店を含めると三、七八〇平方米になる。地上一階から三階だけでも二、六〇〇平方米になるので、衣料品だけとしても一般の小売商に与える影響は極めて大きなものがある。

甲斐委員　古い百貨店の方の許可の際のスペースのことと附近小売商に与える影響のこともよく考えて、十字屋さんのこれからの営業態度の様子をよく見ながら、だんだんに増やすというやり方のほうがわたくしは理想的だと思います。

高橋議長　確かに古い百貨店の許可の際の前例のこともあることですし、申請の面積がどうあろうと忌憚のないご意見をご発表願います。

上野(美)委員　あすなろのところが解決した場合は。

高橋議長　その時はその時で、また考えてやらなければならないと思います。

石海委員　二、五〇〇平方米ぐらいのところで押えて見てはいかがですか。

荒牧委員　二、五〇〇平方米でも現在の曲師町店の約五倍の面積になる。あすなろのところが解決すれば、また出すのですから大譲歩であると思う。若しそれで建物が余る場合には、催し物、休憩室等の施設に使用させることにすればよい。

木村委員　フクダヤの許可が昭和三十七年の七月だったのだから、その後の当市の経済の発展ということを加味しても、二、五〇〇平方米ということは確かに大譲歩であると言える。そのかわりどこ迄も百貨店としてのブライドを持って、今後はやって行ってもらいたい。

青木委員　十字屋さんの説明に、私どもは名ばかりの百貨店ですから、という言葉が再三あったが、どうもその言葉に引っかゝるものがある。これからも名ばかりの百貨店ですから、で従来のようなやり方をやられては困る。

高橋議長　こんどこそ、そういったことがあれば、はっきり言うことができます。

荒牧委員　同時に店先に商品を山積みして、まるで大道みせのようなやり方や、不当乱売は絶対にしてもらいたくない。

石海委員　宇都宮市の現在の人口を考えるとき原則としては建てゝもらいたくないが、二、五〇〇平方米以内に押えたということは、現在の人口及び百貨店の床面積一平方米当りの人口比等から、一般小売商に与える影響を十分に考慮して、押えたのだという理由を答申書に特に付け加えて頂きたい。

荒牧委員　併せて曲師町店舗については、新店舗の開店と同時にこれを廃止するということを答申に加えてもらいたい。

高橋議長　では、十字屋宇都宮店の百貨店営業許可申請に対しましては、ただ今のご意見を十分に参酌致しますと共に新店舗の売場面積を係争中の面積を除いて、二、五〇〇平方米以内に押えるということにして、これに既存の千手町店二二〇平方米をプラスするということで、会頭宛意見答申のことに致しますが、これでご異議ございませんか。

全員異議なく可決承認さる。

注・以上㈠は七月十四日、㈡～㈢が七月二十七日、その日の議事録から、最終的な結論だけを抜萃したものです。いずれもうだるような暑さのなか、暖房完備の建物の中で、したゝる汗をぬぐいつゝ、四回に亘って激しい論議がかわされた、委員の方々の最後のことばによって、委員会全体の空気をお吸みとり願えれば幸甚に存じます。

なお、商調協の委員は、会頭の諮問機関として会頭の委嘱によって選任構成され、最終的には会頭から商調協の意見を、中央の百貨店審議会長宛答申して決定されるものですが、中央では地元の実状がよくわかりませんので、たいへんにこの商調協の答申意見が重視され、今迄の例ではだいたい答申どおりに許可されております。

この責任ある商調協委員の方は、各界を代表される次の方々です。（敬称略）

宇都宮商工会議所商業活動調整協議会委員

学識経験者
株式会社宇都宮青果市場取締役社長　高橋栄作
宇都宮信用金庫常務理事　萩原省吾
消費者
栃木県婦人連絡協議会々長　甲斐喜与
宇都宮婦人連絡協議会々長　阿久津須摩子
卸売
株式会社横倉本店取締役社長　横倉良夫
株式会社上野美治商店取締役社長　上野美治

小売
協同組合宇都宮専門店会理事長　石海勇次郎
協同組合宇都宮優良店会理事長　柳田広
種苗百貨　粕谷松一郎
宇都宮市商店街連盟副会長　青木源吉
購買会
宇都宮市職員互助会役員　塩沢種郎
百貨店
上野百貨店代表　上野修二郎
会議所役員
副会頭　荒牧春三郎
常議員　木村明
常議員　福田富次郎
参与
東京通商産業局商工部長　鈴木哲太郎
栃木県商工労働部長　福山正道
宇都宮市助役　古沢共治郎

事務局日誌

七月

四日～五日　栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長研修会開催　会津若松・新潟商工会議所　星局長出席
五日　栃木県電気安全委員会通常総会開催　十時　三笠小川次長出席
十日　宇都宮公共職業安定所管内工場事業所並びに工場団地視察打合会開催　二時　安定所　小川次長出席
十二日　宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催　十時三十分　市役所第三会議室
十三日　栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長会議開催　十時　みくら山会館二階　金子専務理事・星局長出席
十四日　商業活動調整協議会開催　一時　第三会議室　高橋会長外十三名出席
十五日　栃木県商工会議所連合会県内商工三団体及県経営者協会懇談会開催　二時　自民会館三階ホール　星局長出席
十七日　日本銀行宇都宮支店誘致促進協議会開催　十時　商工労働委員室　金子専務理事出席
〃　監事会開催　十一時　第三会議室　笠原・篠崎監事・高橋荒牧副会頭出席
〃　宇都宮米菓製造業産地診断実施説明会開催　一時　第一会議室　星局長出席
十八日　商第二回貿易及び中小企業合同委員会開催　一時　東商役員会議室　金子専務理事出席
〃　商第三三回中小企業委員会開催　三時　東商役員会議室　金子専務理事出席
十九日　商第三回広域行政調査特別委員会開催　十時　日商役員室　金子専務理事出席
〃　日商第一四三回常議員会開催　三時　東商第一・二会議室　金子専務理事出席
二十日～廿一日　栃木県商工会議所連合会経済団体公害防止研修会開催　かもしか荘　野沢委員出席
廿二日　運営委員会開催　十時三十分　第三会議室　青木副委員長外十名出席
〃　東武地区夏まつり打合会開催　三時　東武百貨店五階ホール　小川次長出席
廿二日～廿三日　宇都宮地区勤労青少年補導育成連絡協議会第二回青年の家研修会開催　磐梯青年の家　大貫指導員出席
廿三日　大野屋青果市場顧問大野ハマ殿告別式　二時　青果市場　小川次長参列す
廿五日　夏まつり協力委員会開催　一時三十分　第三会議室　宇都宮市長外二四名出席
廿六日　常議員会開催　一時　第三会議室　保坂会頭外二十二名出席
〃　通常議員総会並懇親会開催　二時　第一会議室　保坂会頭外四十六名出席
廿七日　宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資審査会開催　十時三十分　金子専務理事出席
〃　商業活動調整協議会開催　一時三十分　第一会議室　高橋会長外十二名出席
廿八日　栃木県青少年教育研究協議会開催　十時　くろかみ荘　小川指導員出席
卅一日　ラジオ栃木番組審議会開催　十一時　金子専務理事出席

八月

一日　工業部会開催　十時三十分　第三会議室　福田部会長外十三名出席
三日～四日　宮の夏まつり開催
四日　商業卸部会開催　十時三十分　第一会議室　上野部会長外十一名出席
九日　栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長会議開催　十時三十分　みくら山会館　金子専務理事出席
十一日　宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資審査会開催　十時三十分　第三会議室　金子専務理事出席
〃　宇都宮地区雇用協会幹事会開催　十一時三十分
〃　役員室　荒牧会長外七名出席
〃　宇都宮地区雇用協会理事会及総会開催　一時　第一会議室　荒牧会長外二十二名出席
十二日　栃木会館クラブ定例会開催　十二時三十分　金子専務理事出席
十四日～十五日　関東商工会議所連合会幹事会開催　環翠楼　金子専務理事出席
十六日　第三回宇都宮市中小企業親善野球大会主将会議開催　二時　第一会議室　商業小売部会代表外十七名出席
廿一日　栃木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開催　十時　県保健福祉会館第三会議室　金子専務理事出席
〃　鳥山町県重要文化財山あげ祭と鮎狩遊覧御招待旅行開催
廿三日～廿五日　経営指導員研修会開催　栃木会館第十会議室　新部・斎藤指導員出席
廿六日　商業卸部会正副部会長会議開催　十時　第三会議室　荒牧副会頭・笠間・鈴木(良)副部会長出席
廿八日　税務委員会開催　九時三十分　第三会議室　坂井委員長外五名出席
廿九日　宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資審査会開催　十時三十分　第三会議室　金子専務理事出席
〃　宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催　一時　第三会議室　金子専務理事出席

小売物価調査報告表

（昭和四十二年八月現在）

区分	品目	単位	価格
			円
穀類・粉製品	うるち米（配給）	1 kg	116.50
	〃（非配給）	〃	133
	〃（外米）	〃	—
	〃（内地米）	〃	97
	もち米	〃	157
	精麦	〃	65
	小麦粉	〃	60
	小豆	100 g	44
	食パン	〃	10
	干うどん	〃	7
野菜果実	かんしょ	1 kg	70
	ばれいしょ	〃	40

区分	品目	単位	価格
			円
野菜・果実	大根	1kg	60
	キャベツ	〃	40
	ねぎ	〃	80
	玉ねぎ	〃	60
	りんご	〃	100
	みかん	〃	—
水産食料品	まぐろ	100 g	20
	さば	〃	11
	いわし	〃	—
	いかけ	〃	9
	塩さけ	〃	70
	煮干	〃	40
	干のり	1帖（10枚）	200

区分	品目	単位	価格
			円
畜産食品	牛肉	100 g	120
	豚肉	〃	80
	牛乳	180cc 1本	18
	鶏卵	100 g	25
	バター	1函	180
調味料	醤油	1本	220
	味噌	1kg	115
	化学調味料	1かん	170
	砂糖	1kg	135
	食用油	1ℓ	180
加工食品	豆腐	100 g	6
	油あげ	〃	3

区分	品目	単位	価格
			円
加工食品	竹輪	100 g	10
	たくあん	〃	8
菓子	ビスケット	1包	100
	キャラメル	1函	20
	ドロップ	100 g	25
	せんべい	〃	33
嗜好品	清酒	1本	550
	ビール	〃	120
	焼酎	〃	345
	ウイスキー	〃	300
	ジュース	〃	300
	緑茶	100 g	—

区分	品目	単位	価格
			円
嗜好品	紅茶	1かん	150
	たばこ（いこい）	1函	50
繊維品	晒木綿	1m	28
	ポプリン	〃	110
	キャラコ	〃	90
	ネル地	〃	100
	サージ	〃	1,580
	オーバー地	〃	—
	富士絹	〃	400
	ナイロンサージ	〃	250
	男子背広服	1着	10,000
	男子学生服	〃	3,600

区分	品目	単位	価格
			円
繊維品	作業服	1着	1,900
	男子メリヤスシャツ	1枚	200
	男子ワイシャツ	〃	800
	男子くつ下	1足	180
	婦人くつ下	〃	400
	毛糸	500 g 1本	1,500
	打綿	〃	1,200
建築材料	杉角材	1立方m	25,500
	杉板材	1平方m	180
	セメント	1袋	380
	くぎ	100 g	7
	畳表	1枚	430
	板ガラス	〃	60

区分	品目	単位	価格
			円
燃料灯油	木炭	1俵	650
	まき	1束	80
	石炭	1叭	195
	れん炭	1袋	350
	ガソリン	1ℓ	48
家庭用機械器具	テレビ	1台	52,000
	電気洗濯機	〃	23,000
	電球	1個	55
	自転車	1台	16,000
	ミシン	〃	28,000
	時計	1個	4,500
雑品	感冒薬	1箱（25錠）	200
	栄養剤	〃（30錠）	160

区分	品目	単位	価格
			円
雑品	洗濯せっけん	1袋	450
	クリーム	1個	120
	新聞	1ケ月	580
	男子革靴	1足	3,000
	運動靴	〃	300
	げた	〃	380
	ちり紙	100枚	17
	ノート	1冊	20
	飯茶わん	1個	20
	なべ	〃	490
	マッチ	1袋（10箱）	45
	鉛筆	1本	10
	フイルム	〃	180

宇都宮市の全商工業者の方はこぞって

会員増強運動実施中

商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所はそれぞれの地域の経済界の振興発展を目指していろいろな事業を図っております。

◇商工会議所は商工業者のサービスの機関です。

商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。